文教厚生委員会所管事項調査報告

介護関係職員の処遇改善について

県内には、1,300余りの介護関係事業所があり、様々な勤務形態で1万人余りの 方々が介護業務に従事しておられます。これらの方々の処遇には、介護保険施行後 2度にわたる報酬切り下げ等の影響もあり、全産業平均の給与と比べて大きな格差 が生じ、全国的に職員の定着率や士気の低下が大変大きな問題となっております。

一年前の委員会のテーマ設定に際しては、国による介護報酬のアップがなされなければ本質的な対策とならず、県議会あるいは県レベルで有効な対策がとれるかという疑問の声もあり、テーマ設定にためらいもありました。しかし、介護職場に質量ともに十分な人材を確保することは喫緊の課題であるとの認識のもと、敢えて、これをテーマとして調査活動を開始しました。

調査活動は、介護労働安定センターによる全国の状況調査のヒアリングや関東地区の事業所訪問、また、県内の事業所訪問や事業所関係者を招請してのヒアリング及び意見交換等を行うとともに、健康福祉部が行った事業者及び従業者に対するアンケート調査結果についても説明を受けました。

幸いにも、調査活動中のこの一年間に介護職員確保の重要性に関する世論の高まりもあり、国は今回の雇用対策の一環として介護報酬のアップなど処遇改善を打ち出して来ました。この機会に、庁内横断的に「福祉・介護人材確保対策プロジェクトチーム」を立ち上げられた県の姿勢を評価するとともに、目的達成への継続的な活動を求め、当委員会としての意見を述べることといたします。

まず、第一は介護報酬のアップを中心とする国への働きかけについてであります。 平成21年4月から介護報酬単価が3%引き上げられることとなりましたが、一定の 条件を満たした場合の加算を主体としたものであるため、給与の改善に結びつくかど うか懐疑的な意見があります。この引き上げによって、どの程度賃金水準の改善が 図られるのか、更なる介護報酬アップの必要性は如何かなど、注意深く見守っていく べきであり、必要があれば国に対し改善を要望していかねばなりません。

また、今回の調査は介護保険事業所を中心に行いましたが、障害者施設においても障害者自立支援法の施行以降、同様な課題があります。障害者自立支援法施行後3年の見直しを目標に、昨年12月に出された社会保障審議会障害者部会報告では、来年度から障害者福祉サービス報酬5.1%増の改定が予定されているところであります。高齢者介護同様、改善努力が必要です。

第二に、県独自に対応できる処遇の改善についてであります。

ヒアリングやアンケートの結果では、多くの介護従事者は条件さえ許せば仕事を続けたいと高い意欲を持っており、給与以外にも、職場の人間関係、就労環境、スキルアップの機会などが定着率向上の要因としてあげられております。こうした点を改善する取り組みとして、研修や人事交流など、更には先進的な事例として正規職員化の推進、給料表の作成などが実施されております。

県が来年度から実施する「介護人材確保・定着推進事業」については、こうした課題への主体的取り組みとして評価するものでありますが、以上述べました事柄も踏まえ、また、そのほかの事業者や従業者が抱える様々な課題解決に向けて、県としても今後一層積極的な対策を講じられるよう要望し、報告といたします。